

紀北広域連合ケアマネジメントに関する基本方針

1. 基本方針策定の趣旨

高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指すため、紀北広域連合におけるケアマネジメントに関する基本方針を作成するものである。

2. 介護保険法の基本理念

介護保険制度の基本理念は、「尊厳の保持」と「自立支援」である。(介護保険法第1条)

保険給付は要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行わなければならないと定められている(同法第2条第2項)とともに、被保険者の選択に基づき行われるものであり、(同法第2条第3項)、それは、要支援者、要介護者の自立支援という理念に沿って検討されなければならないものである。

※介護保険法第1章総則第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」

※介護保険法第1章総則第2条(介護保険)第2項

〈略〉保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

※介護保険法第1章総則第2条(介護保険)第3項

〈略〉被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3. ケアマネジメントに関する基本方針

①尊厳の保持、自立した日常生活の実現

1) ケアマネジメントは、要支援、要介護状態となっても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる

ように配慮して行われるものでなければならない。「自立した生活」とは、住み慣れた居宅・地域において、自分で選択し決定することが当たり前に行える生活を成り立たせることである。そのため、単に、介護サービスを不要にすることを自立と呼ぶのではなく、個別のニーズを充足させるために、介護予防に資するサービスの提供、在宅生活の限界点を高めるサービスの提供といった生活の質の向上を目指した支援をする必要がある。このためには、すべてのケアマネジメントの実施において、利用者および家族の主体的な参加と利用者自らが課題解決に向けて意欲的に取り組むことが肝要である。

②利用者本位に対する考え方

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の希望や価値観を尊重しつつ、利用者の背景を分析し、利用者が正しい判断・選択ができるように情報提供や心理的サポートを行い、利用者が自らのために適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に利用することができるように支援する必要がある。

③公正中立の視点

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

④多職種、関係機関との連携

ケアマネジメントの提供にあたっては、紀北広域連合、市町、地域包括支援センター、サービス提供事業者、住民による自主的な活動を含めた地域における様々な取組を行う者などとの連携に努める必要がある。利用者の自立支援を実現していくためには、介護支援専門員の力だけではなく、サービス事業者や医療関係者など高齢者の支援に関わる様々な職種との連携・協働が必要である。多職種協働を実践するために、専門職の意思統一を図り、効果的な支援につなげることが重要である。